

第28回入善町農業委員会議事録

平成28年11月14日午後1時30分から第28回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫
16番 市森孝義	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

11番 窪野俊和 15番 松澤孝浩

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第102号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第103号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第104号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第105号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。来年7月の改選に向け、委員の定数について検討委員会を開催中です。本町においては、農地利用最適化推進委員を設置しなくてもよい要件が整っていますので、設置しない予定としております。全体の定数も決まりましたら、皆様にお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は、案件がたくさんありますし、総会後に検討委員会がありますので、円滑な議事を心がけたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第28回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番柳澤勝譽志委員と7番寺崎敏明委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、下上野〇〇番1の1筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は2,040㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、次の申請番号2番の譲受人と連名で認定農業者である上野〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から約200mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、申請番号2番の農地と合わせ

て22,240.91㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島茂樹委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、上野〇〇番1、上野〇〇番、上野〇〇番の計3筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は計4,066㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、申請番号1番と夫婦で認定を受けている上野〇〇番地の〇〇さんです。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から100m～150mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、申請番号1番の農地も含めて22,240.91㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島茂樹委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、青木〇〇番1、青木〇〇番の2筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は計498㎡です。

譲渡人は、青木〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、青木〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は仲間田であり、隣接地の所有者で耕作している〇〇さんに贈与するため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩10分ほどの距離と通作に支障

は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業に必要となる年間90日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、18,851㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、松澤委員にいただいております。

本日、松澤委員は、欠席ですが、特段意見はありませんとのことです。

以上3件の申請です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番及び2番を確認しました。〇〇さんが水田担当、〇〇さんが園芸担当と分担しながら二人で経営をしております。それぞれで部門があるので、申請を分けたそうです。その他の要件としては事務局の説明のとおりで問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第102号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第102号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町小杉〇〇番2の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は273㎡です。

申請者は入善町小杉〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「住宅敷地」です。

申請者は、居住している農家住宅が老朽化したため、建て替えを計画しましたが、現在の住宅は町道までの距離が約60mあり、冬場の除雪が大きな負担となるため、町道に面した場所で建替えを計画し、今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「住宅敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成28年10月19日に除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は、入善町古黒部字道上〇〇番2の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は151㎡です。

申請者は入善町桐山〇〇番地の〇〇で、転用目的は「駐車場敷地」です。

申請者の〇〇は、貨物自動車運送事業を行っている企業ですが、現在〇〇と共同利用している駐車場に〇〇が車庫及び事務所・倉庫を建築することとなったため、現在の駐車場が手狭となることから、隣接の申請地を駐車場にする計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成28年10月19日に除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、この申請は後で説明する5条申請と関連したもので、その計画の中の一筆が〇〇の所有地であるため、4条申請となっています。

以上2件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

申請番号1番は私が確認しました。事務局の説明のとおりであり、周囲の営農への影響はありません。

紺田委員

申請番号2番は、駐車場の敷地拡張ということで、仕方がない申請と思われます。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第102号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、本案件は原案どおり県知事へ進達することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は4件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町青島〇〇番5の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は223㎡です。譲渡人は入善町青島〇〇番地2の〇〇さんで、譲受人は入善町青島〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と子の5人家族で町内のアパートで居住していますが、子の成長とともにアパートが手狭になってきました。また、夫婦共働きで夜勤などもあり、実家の両親に子供の面倒をみてもらい、また農家の後継者として、将来、実家の農地の管理もしたいと考え、今回、実家の隣接地を父から借り受けての転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の団一の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成27年10月21日に除外済みで、隣接耕作者は譲渡人であり同意は不要、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請地は入善町青島〇〇番6の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は499㎡です。譲渡人は入善町青島〇〇番地2の〇〇さんで、譲受人は黒部市浜石田〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と子の3人家族で黒部市の貸家で生活していますが、子の成長に伴い貸家が手狭になったこと、また、夫婦共働きで子の面倒を実家の両親にみてもらいたいことから、今回、実家の隣接地を父から借り受けての転用申請となりました。

申請地の面積は499㎡と、住宅、カーポート、来客用駐車場、庭などとして利用するために必要な面積であり、500㎡以内であるため住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成28年10月19日に除外済みで、隣接耕作者は譲渡人であり同意は不要、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番。申請地は入善町一宿〇〇番1外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は5,752㎡です。譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、同じく入善町一宿〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町本村〇〇番地の〇〇です。転用目的は「砂利採取場」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲受人の〇〇は、土木建築請負業や土石採取・販売業をはじめ、土石類の加工販売又は買入れなどの事業を行っている会社で、現在、申請地に隣接した4筆の陸砂利採取を行っています。仮設備ヤードや表土置場については、〇〇が一時転用許可を受けた今回の申請地を共同で利用しているところですが、〇〇が11月末で一時転用期間が終了することに伴い、〇〇が引き継ぐ形で申請することになったものです。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から見て適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認

められ、申請地の利用は適当であると考えます。

完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、地区代表者、隣接耕作者の同意書、並びに入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は、入善町古黒部字道上〇〇番外9筆の計10筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,774㎡です。

譲渡人は、入善町古黒部〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇です。

転用目的は「駐車場敷地」で契約内容は「所有権移転」です。

前議案の4条の申請番号2番の申請内容と同様であります。隣接の申請地を購入し駐車場敷地を拡張する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成28年10月19日に除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請番号3番に関連して、議案第104号「事業計画変更の申請による意見進達について」、続けて説明をさせていただきます。

それでは、次のとおり事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

変更前は、譲渡人は入善町一宿〇〇番地の〇〇さん、同住所〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は黒部市荒俣〇〇番地の〇〇で、申請地は入善町一宿〇〇外2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は5,752㎡で、転用目的は「一時転用で陸砂利採取」です。

変更後は、譲渡人、申請地、転用目的は同じで、譲受人は入善町本村〇〇番地の〇〇が引き継ぐ申請となっております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番、2番の確認をしました。事務局の説明のとおりであります。残地部分については、畑で利用しており、問題ないと考えます。

柳澤委員

申請番号3番は私です。書類も揃っていましたが、各同意も得ておりましたので、問題ないと思います。

紺田委員

申請番号4番は私が確認しました。4条と同じ案件であり、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び、議案第104号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第105号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第105号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年11月14日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規23件、更新140件、合計163件の申請があります。

まず新規の申請です。

入善地区 1件、2筆、6,288㎡。
上原地区 1件、3筆、5,499.91㎡。
青木地区 21件、61筆、102,680㎡。
以上、新規の合計は、23件、66筆、114,467.91㎡です。

続いて更新です。

入善地区 48件、202筆、400,742.1㎡。
上原地区 4件、4筆、2,648㎡。
青木地区 53件、267筆、580,144.4㎡。
飯野地区 2件、3筆、5,013㎡。
小摺戸地区 1件、3筆、10,094㎡。
新屋地区 5件、22筆、46,641㎡。
櫛山地区 11件、69筆、111,562㎡。
横山地区 3件、6筆、10,534㎡。
舟見地区 6件、8筆、16,742㎡。
野中地区 7件、25筆、41,405㎡。
以上、更新の合計は、140件、609筆、1,225,525.5㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第105号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

富山県農業委員大会についてです。明日15日火曜日の午後1時30分から、とやま自遊館にて、富山県農業委員大会が開催されます。12時に役場正面からマイクロバスを手配して、一緒に現地に向かいたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。なお、欠席される場合及び現地に直接行かれる場合は、事務局までご連絡ください。

次に、入善町農業委員会の視察研修についてです。視察先は、村上市農業委員会及び有限会社フラワーファームしろねです。今月24日木曜日から1泊2日の日程です。7時40分に役場前を出発しますので、遅れないようお願いします。また、入善スマートICからの乗車を希望される委員さんがおられましたら、事前に事務局までご連絡くださいますよう、お願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これもちまして第28回入善町農業委員会を閉会いたし

ます。

次回は、11月28日 月曜日、午後1時30分から行います。よろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時23分)